

旅行条件書

お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

1. 本旅行条件書は、旅行業法第12条4に定める取引条件説明書面及び同法12条5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、一般社団法人内子町観光協会（以下「当協会」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することとなります。

(2) 当協会はおお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件、最終旅行日程及び、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「約款」といいます。）によります。

3. 旅行の申し込みと旅行契約の成立時期

当協会にて当協会所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ、旅行代金を添えてお申し込みいただきます。また旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

当協会は、当協会が発行するカードまたは当協会が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と以下の点で異なります。

(1) 本稿でいう「カード利用日」とは、会員及び当協会が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。

(2) 申込に際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

(3) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当協会がその通知を発したときに成立し、当協会が e-mail などの電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

4. お申し込み条件

(1) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(2) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当協会が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れのあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4) 小学生以下の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

5. 契約書面と確定書面（最終日程表）の交付

(1) 当協会は、お客様に、旅行契約後すみやかに旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行条件を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はパンフレット等及び本旅行条件書等により構成されます。ただし、既にお申し込み時点でこれらを交付している場合、あるいはお客様の使用される通信機器を利用してこれらを提供している場合はこの限りではありません。

(2) 確定した旅行日程、主要な運送機関及び宿泊機関の名称等が記載された確定書面（最終日程表）は、旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の場合は、旅行開始日にお渡しする場合があります。なお、確定書面お渡し前であっても、問い合わせをいただいた場合は手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発前までに当社指定の方法でお支払いください。

7. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金が含まれます。これらの費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8. 旅行契約内容の変更

当協会は旅行契約締結後であっても、天変地異、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、観光署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、お客様にあらかじめ説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし緊急の場合においては変更後にご説明いたします。

9. 取消料

旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合は100%を申し受けます。

10. 当協会による旅行契約の解除

(1) お客様より第5項に規定する期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当協会は旅行契約を解除する場合があります。

(2) 当協会は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。この場合には、既に収受している旅行代金全額を払い戻します。

①お客様が当協会のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。

④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑤お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日からさかのぼって2日目にあたる日より前に、旅行の中止をご連絡します。

⑥天災地変、戦乱、暴動、官公庁の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑦お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると判明したとき、お客様が当協会に対し暴力的又は不当な要求行為や取引に関し脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき、又は、お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当協会からの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行ったとき。

(3) 当協会は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。

①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当協会の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他当協会の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

④お客様が本項(2)⑦のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 前(3)により当協会が旅行契約の解除をしたときは、当協会とお客様との契約関係は将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当協会の責務は有効に履行されたものとします。前(3)の場合において、当協会は、旅行代金のうちお客様が未だその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の金額から、当協会が当該サービス提供者に対しての支払い、又はこれから支払うべき取消料、違約金その他費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。11、旅行代金に含まれないもの 旅行日程に明示されていない飲食代金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、運送機関の定める有料手荷物料金や超過手荷物料金、傷害・疾病に関する医療費、自宅から集合・解散地点までの交通費・宿泊費などは旅行代金に含まれていません。

12. お客様の責任

(1) ご旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに現地係員、輸送機関等旅行サービス提供機関にご連絡ください。

(2) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を受けた場合、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(3) 当協会は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様には当該費用を当協会が指定する期日までに当協会の指定する方法でお支払いいただきます。

13. 個人情報の取り扱いについて

当協会は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

14. 約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は、当協会の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定めるところによります。

愛媛県知事登録旅行業 地域 - 212 号

〒791-3301

愛媛県喜多郡内子町内子 2020 番地

一般社団法人内子町観光協会

TEL:0893-44-3790